

平成30年10月26日

精華町長 木村 要 様

精華町町名地番住居表示審議会
会長 武田 宏 治

狛田駅東地区の町名、地番、住居表示について（答申）

平成30年10月26日付け30精企第112号で貴職より諮問のあった上記のことについて、本審議会は審議の結果、次のとおり答申します。

記

1. 実施区域について

狛田駅東特定土地区画整理事業区域とするのが適当である。

2. 表示方法について

「町界町名地番整理方式」とするのが適当である。

3. 実施区域の町割りにについて

一町名とするのが適当である。

4. 実施区域の丁割りにについて

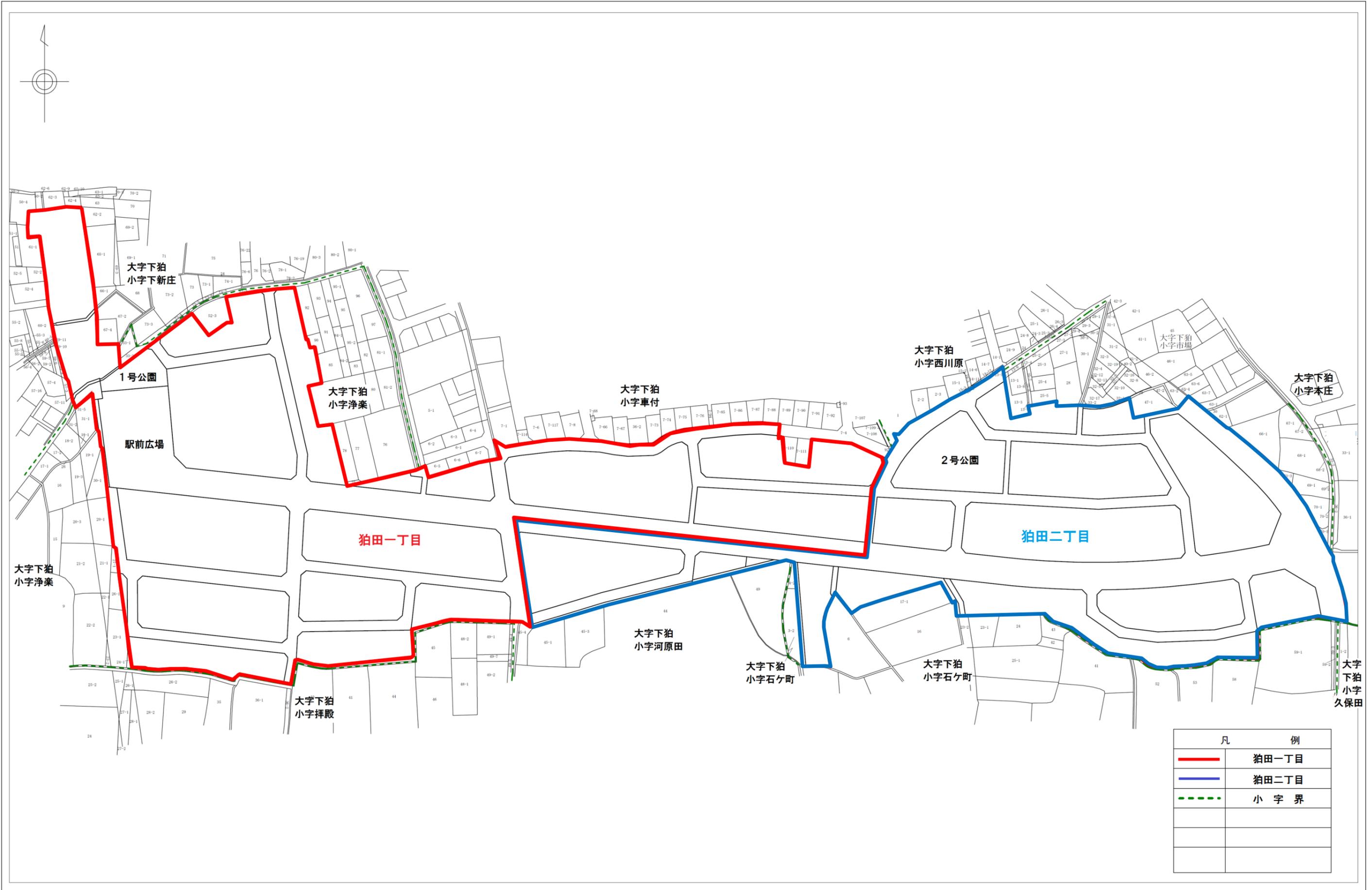
別図1の「2ブロック割り」が適当である。

5. 実施区域の町名について

「狛田一丁目」「狛田二丁目」が適当である。

以 上

新町名・丁割り図面



| 凡 例 | |
|--|-------|
| — | 粕田一丁目 |
| — | 粕田二丁目 |
| - - - | 小 字 界 |
| | |
| | |